

工事の請負に当たっての留意事項

新 潟 県

落札した工事を請け負うに当たり、次の事項に留意してください。

1 技術者等の配置

(1) 現場代理人の配置

この工事の現場における総括的な責任者として現場代理人を配置してください。

現場代理人は工事現場に常駐しなければなりません。

(2) 主任技術者の配置

この工事の施工に当たって、技術上の管理や従事者の技術上の指導監督等を行う者として、主任技術者を配置してください。（建設業法第 26 条第 1 項）

(3) 主任技術者の専任制と現場代理人との兼務

この工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上であるときは、この工事現場に専任の主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 3 項）
ただし、この工事の現場代理人については兼務することができます。

2 下請に付す場合の制限等

(1) 下請の制限（建設業法第 16 条）

貴社が特定建設業の許可業者でない場合は、この工事について、総額 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる下請契約は締結できません。

(2) 下請業者の選定（建設業法第 3 条第 1 項）

1 件当たり 500 万円以上の工事を下請に付す場合、建設業の許可を受けている者以外とは契約が締結できませんので、十分注意してください。

(3) 監理技術者の配置（建設業法第 26 条第 2 項）

下請契約の代金の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、主任技術者の代わりに監理技術者を選任してください。

なお、配置する監理技術者は、工事現場に専任でなければならない（建築一式工事では請負金額が 9,000 万円以上の場合）とともに、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、配置期間中のいずれの日においても、その日前 5 年以内に行われた国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している者でなければなりません。

(4) 下請指導責任者の選任（新潟県建設生産システム合理化指導要綱）

この工事の一部を下請に付す場合は、下請指導責任者を配置し、その氏名を工事着手届を提出する際に報告してください。ただし、下請指導責任者は現場代理人又は主任技術者・監理技術者を兼務することができます。

下請指導責任者は、関係業者に対し建設業法や労働安全衛生法などの法令の遵守をはじめとする必要な指導監督を行ってください。

(5) 現場配置技術者の直接的かつ恒常的雇用関係（新潟県建設生産システム合理化指導要綱）

建設工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみに従事する者で、貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。

なお、原則として、在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係があるものとは見なさず、入札の申し込みのあった日以前に貴社と3か月以上の雇用関係にない者は、恒常的な雇用関係にあるとは見なさないので注意してください。

3 届出等

(1) 課税事業者の届出

消費税法の課税事業者である場合には、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）とともに「**課税事業者届出書（別記様式3）**」を提出してください。

(2) 契約保証金の納付等（新潟県財務規則第41条、第42条の2、第44条）

この工事の請負金額が300万円以上であるときは、契約締結時に建設工事請負契約書とともに入札公告又は指名通知書等に定めた額に相応する契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の方法によりこれに代わる担保の提供又は免除を受ける場合はこの限りではありません。

ア 国債、地方債その他の有価証券を担保として提供する場合

イ 銀行等の金融機関、又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書を担保として提供する場合

ウ 保険事業者と県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険証券を提出して免除を受ける場合

エ 保険事業者と工事履行保証契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出して免除を受ける場合

※なお、落札決定後7日以内に契約書を取り交わさなければならないので、契約保証金の納付に当たってはご注意ください。（特に現金で納付する場合）

(3) 工事に着手した場合の届出（新潟県財務規則第83条）

工事に着手した時は速やかに「**工事着手届（別記様式1）**」を提出してください。

届出に当たっては、技術者の資格等を確認し、届出に誤りのないよう注意してください。

(4) 工事外注計画書の届出

この工事の一部を下請に付す予定がある場合は、工事着手届と同時に「**工事外注計画書（別記様式2）**」を提出してください。ただし、下請契約の予定金額の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は不要です。

(5) 施工体制台帳等の提出

この工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員に提出してください。

なお、施工体制台帳には、下請契約に係る書面等（新潟県建設生産システム合理化指導要綱参照）の添付が必要ですので、施工体制台帳及び施工体系図の提出に併せて必ず提出してください。

(6) 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書及び掛金充当実績総括表の提出（新潟県土木工事標準仕様書及び工事書類作成マニュアル）

建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、別紙1により工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、退職金支給算定の基となる掛金の納付を示す掛金収納書を提出してください。証紙貼付方式による場合は、掛金収納書を貼付した「**掛金収納書提出用台紙（別紙1-1）**」を、

電子申請方式による場合は、建設業退職金共済事業本部の電子申請専用サイトからダウンロードした掛金収納書を提出してください。

また、工事完成時、速やかに「**建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（別紙１－２）**」を作成し、監督員に提示してください。

4 その他

(1) 建設業退職金共済制度への加入と普及促進

従業員の福利向上のため建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入するとともに、この工事の一部を他の建設業者に下請させる場合は、当該業者に対しこの制度の周知徹底に努めてください。（別紙１）

(2) 適正な元請・下請関係の確保

この工事の一部を他の建設業者に下請させる場合は、関係法令等に定めるところにより、適正な元請・下請関係を確保してください。（別紙２）

(3) 現場事故と過積載運行の防止

この工事の施工に当たっては、安全対策に十分配慮し現場の事故防止（別紙３）に努めるとともに、過積載運行の防止（別紙４）に努めてください。

(4) 営業所ごとに帳簿の備付け（建設業法第 40 条の 3）

この工事についての請負契約を締結する営業所に、工事の進行管理のため、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、工事完成・引き渡し後 5 年間保存してください。

(5) 標識の掲示（建設業法第 40 条）

この工事の現場に、法律で定める事項を記載した標識を公衆が見やすいように掲示してください。

5 建設リサイクル法第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事を請け負う場合は、「建設リサイクル法に伴う県工事における留意事項」（別紙 5）に基づき、解体工事に要する費用等を契約書別紙に記入の上、契約書と合本し提出してください。

6 土木部（営繕課、建築住宅課）発注の工事

「建築工事請負にあたっての留意事項」（別紙 6）に基づき、契約書を提出してください。

技術者制度及び提出書類一覧

請負金額		◆4,500万円以上		◆4,500万円未満
下請金額合計		◎5,000万円以上	◎5,000万円未満	
建設業許可区分		特定	特定又は一般	
現場代理人		常駐		
技術者	元請の技術者	監理技術者（専任）	主任技術者（専任）	主任技術者
	下請の技術者	主任技術者（専任）		主任技術者
下請負人指導責任者 配置届		必要（下請に付す場合）		
工事着手届		必要		
課税事業者届出書		必要		
工事外注計画書		必要	不要	
建設業退職金共済制度 掛金収納書		必要		

◆の金額については、建築一式工事の場合は、9,000万円とする。

◎の金額については、建築一式工事の場合は、8,000万円とする。

建設業退職金共済制度の普及徹底について

新潟県が発注した建設工事を受注したときは、下記について留意してください。

記

- 1 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に該当する場合は同制度に加入するとともに、建退共の対象となる労働者について共済証紙又は退職金ポイント（以下「証紙等」という。）を購入し、共済証紙を購入した場合は当該労働者の共済手帳に貼り付け、退職金ポイントを購入した場合は掛金へ充当すること。
- 2 当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙等の交付を行い、又は掛金相当額を請負代金に参入することにより、下請業者の共済組合加入及び掛金充当を促進するよう配慮すること。
- 3 現場事務所等に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」のシールを掲示し、建退共の対象となる労働者及び下請の事業主への周知に努めること。
- 4 工事ごとに、掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に次表により提出すること。

建設工事の所管部局	地域機関執行に係るもの	本庁執行に係るもの
土 木 部	該 当 地 域 機 関	土 木 部 監 理 課
農 地 部		農 地 部 農 地 管 理 課
農 林 水 産 部		農 林 水 産 部 事 業 担 当 課
交 通 政 策 局		交 通 政 策 局 事 業 担 当 課
そ の 他 部 局	所管部局長の指示するところ	

- (注) 1 証紙貼付方式による場合は、掛金収納書提出用台紙（別紙 1－1 参照）に掛金収納書を貼付したものを、電子申請方式による場合は、建設業退職金共済事業本部の電子申請専用サイトからダウンロードした掛金収納書を提出すること。
- 2 当該工事について下請契約を締結して工事を施工する場合で、掛金相当額を下請代金に算入したときは、受注業者の掛金収納書のほか下請業者の掛金収納書も併せて提出すること。
 - 3 受注業者（下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。）が、従業員について退職金支給制度（中小企業退職金共済事業団の加入を含む。）を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる作業員を使用しないで施工するときは、その旨報告すること。
 - 5 工事完了時、速やかに掛金充当実績総括表（別紙 1－2 参照）を作成し、監督員に提示すること。

発注者 殿

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID

総工事費

円

受注者(元請)

住所

名称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

共済証紙購入金額

円

掛金収納書提出用台紙

様式		掛金収納書					
(取扱店→契約者)		(契約者が発注者へ)					
この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。		<table><tr><td>金額欄</td><td>コード</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		金額欄	コード		
金額欄	コード						
		共済契約者番号					
契約者氏名 (法人または事業主名)		殿					
電話番号		— —					
証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価格				
	10日券	枚	1枚当たりの販売価格				
独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		印					
発注者名		元請契約の工事番号および工事名					
契約者記入欄							
公共 民間 その他							
※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。		取扱金融機関名・日付印					

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

☐ 1. 発注者の指示のとおり

☐ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\text{就労予定延人数} \times \text{販売価格} = \text{円}$$

人日 × 円 = 円

☐ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\text{総工事費} \times \frac{\text{購入率}}{1,000} \times \frac{\text{※加入率}}{70\%} = \text{円}$$

円 × $\frac{\text{購入率}}{1,000}$ × $\frac{\text{※加入率}}{70\%}$ = 円

※対象工事における労働者の建退共加入率

☐ 4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

(別紙 1 - 2)

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

新潟県知事
(事務所長)

様

受注者

住 所

氏 名

法人にあつては名称及び代表者の氏名

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者 ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場 ID

工事期間

年 月 日 ~ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数 (元請を含む) _____ 者

本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数 (掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式

☐ 電子申請方式

☐ 証紙貼付方式

・事業者数 (元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考 : 工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 _____ 者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

適正な元請・下請関係の確保について

この工事を施工するに当たり、一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、下記の事項に留意し、適正な元請・下請関係が確保されるよう努めてください。

1 一括下請の禁止

発注者から請け負った工事を一括して他の業者に下請に出すことは、建設業法で一括下請として禁じられています。（参考資料）

2 適切な下請業者の選定

この工事を適正に施工していただくため、施工能力はもとより、経営管理能力、雇用・労働安全管理状況、労働福祉の状況などを評価し、優良で適切な業者を選定してください。

（「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」第6の4 適正な評価に基づく受注者の選定を参考にしてください。）

3 適正な下請契約の締結

(1) 契約書の取り交わし

下請契約に関わる権利義務関係を明確にするため、契約の内容を具体的に書面にして、お互いに署名又は記名押印して取り交わしてください。

(2) 契約の内容

原則として、中央建設業審議会が策定した「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠した内容を持つ契約としてください。

(3) 契約内容についての協議

契約の締結に当たっては、契約当事者間でその内容について十分協議してください。

両者の協議により施工責任範囲や施工条件を明確にするとともに、工期や工程等の契約内容を適正に決定してください。

4 適正な請負価格の設定

下請負価格の決定に当たっては、見積と協議を行うなど、適正な手順によってください。

価格については、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件などを反映した合理的なものでなければなりません。

5 代金の適正な支払い

(1) 労務費相当額の現金払い

下請代金のうち、請け負わせた工事に要する労務費に相当する額は現金払いとしてください。なお、その他の部分についてもできる限り現金払いとするよう努めてください。

(2) 手形サイト

下請代金の支払を手形で行うときは、手形サイトは60日以内としてください。

(3) 注文者から請負代金の支払を受けたとき

① 注文者から前払金の支払を受けたとき

下請負人に対し、請け負わせた工事に要する資材の購入、労働者の募集、その他下請負人がその工事の着手に必要とする費用に相当する額を、速やかに支払うように配慮してください。

② 注文者から部分払又は完成払を受けたとき

注文者からの支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、相応する下請代金を1月以内に、かつ、できるだけ早く支払ってください。

6 施工体制台帳等の作成等

元請として工事の施工体制を十分把握しておくことは当然のことであり、これが不十分であると、工事が円滑に進まず、品質、工程、安全など施工上のトラブル発生の原因となります。そのため、元請業者には、工事現場ごとに下請、孫請などその工事にかかわる全ての業者の状況、技術者の設置などの施工体制を的確に把握しておくことが、法律によって義務付けられています。

この工事についての下請契約を締結したときは、次のことを必ず実施してください。

(1) 施工体制台帳の作成等

工事にかかわる全ての業者の名称、受け持ち工事の内容、技術者等の名称や資格等、その他必要事項を記載した施工体制台帳を作成（別紙2－2参照）し、工事現場に備え置くとともに、監督員に提出してください。（建設業法第24条の8第1項、建設業法施行規則第14条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項及び第2項）

(2) 再下請通知の実施

下請契約した業者（下請）がその工事について再下請（孫請）契約をしたときは、下請業者はその内容を、もともとの受注者である貴社に通知しなければならないこととなっています。（建設業法第24条の8第2項、建設業法施行規則第14条の4）

下請業者は、孫請業者に対して元請業者（貴社）の名称、再下請負通知が必要なこと及び再下請通知書の提出先を通知しなければなりません。

元請は、これらが確実に実施されるよう、下請、孫請を十分に指導してください。

(3) 施工体系図の作成、掲示

施工体制台帳や再下請通知書をもとに、工事に関係する業者の施工分担関係を表示する施工体系図を作成（別紙2－2参照）し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する（建設業法第24条の8第4項、建設業法施行規則第14条の6、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項）とともに、監督員に提出してください。

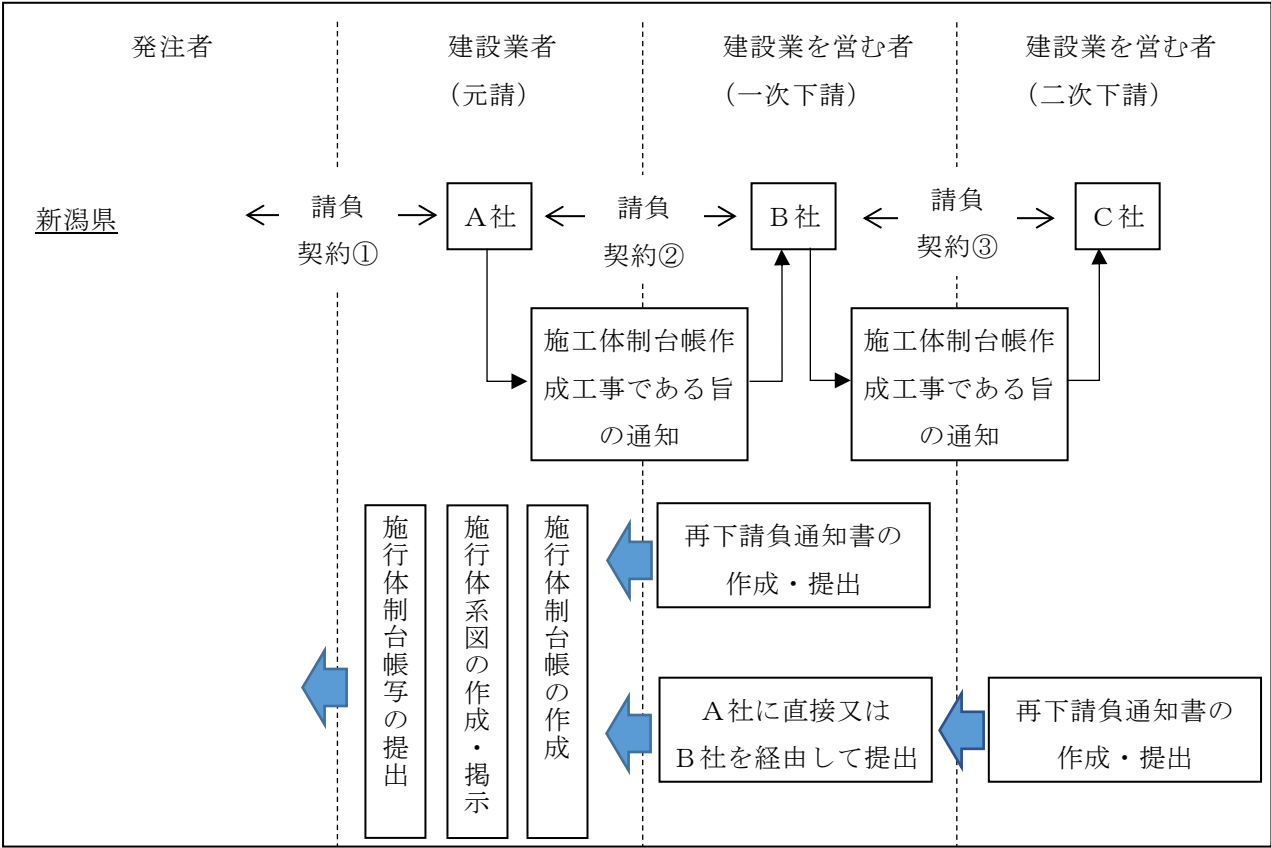
施工体制台帳及び施工体系図の作成の徹底について

建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るため、建設業者は、県から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければなりません。（建設業法第 24 条の 8 第 1 項、建設業法施行規則第 14 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項・第 2 項）

また、「土木（港湾）工事標準仕様書その 1 1-1-1-13」においても、請負業者に施工体制台帳の提出を義務付けているほか、施工体系図についても同様に提出を義務付けていますので、施工体制台帳及び施工体系図の別紙様式例を参考に作成及び提出してください。

なお、施工体制台帳には建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項の規定により、下請契約に関わる書面等の添付が必要となるので、施工体制台帳の提出に当たっては、これらの書類を必ず添付してください。その他作成に当たっては、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」を参照してください。

施工体制台帳等作成の流れ



一括下請はやめましょう

(1) まず、どうして一括下請はいけないのでしょうか。

注文者は、建設業を営むたくさんの建設業者の中から、特にあなたを選んで建設工事を注文しました。それは、あなたの施工実績、施工技術、資力、信用などを慎重に考慮して、あなたであれば的確に目的物を完成させることができるであろうと信頼したからです。

もし、あなたが請け負った建設工事を一括して他の建設業者に請け負わせ、この工事に何も関与しないとしたら、あなたは注文主の信頼を裏切ることになります。

また、一括下請は、

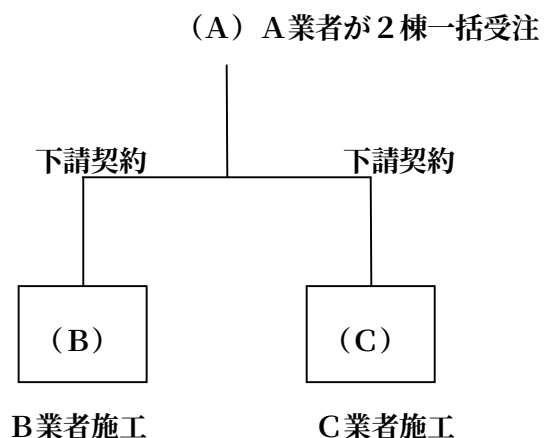
- ① 建設工事の施工上の責任の所在が不明確となる。
- ② 不合理な利潤がとられ、この結果、実際に工事を施工する業者の経営が圧迫され、受注者の現場で働く労働者の労働条件が不利なものとなりがちである。
- ③ 商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招き、建設業の健全な発展が阻害される。などの多くの弊害を伴いますので、建設業法で原則として禁止されているわけです。

(2) 次に、一括下請とは、どのような場合をいうのでしょうか。

建設工事の施工の形態はいろいろであり、どのような場合に一括下請となるかは具体的な事例ごとに判断しなければなりません。従来行政実例から見て、次の場合には、一括下請にあたるものと考えられます。

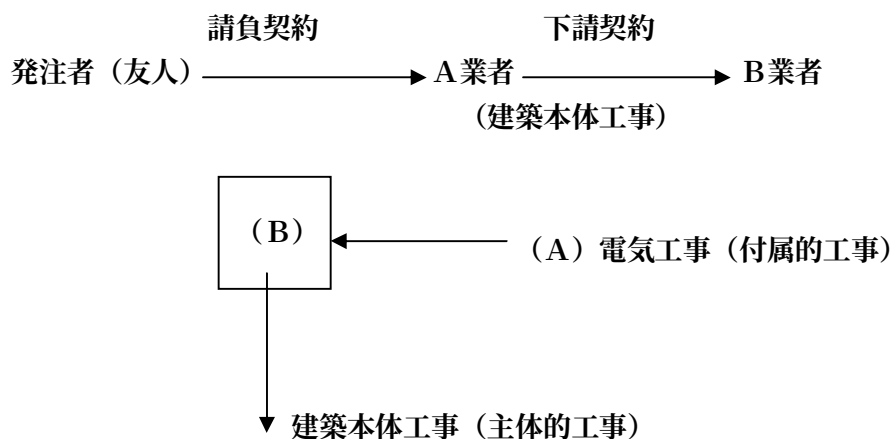
① 自己の請け負った建設工事をそっくりそのまま他人に請け負わせた場合

例：A業者が2棟の住宅建築工事を受注し、1棟はB業者、1棟はC業者に全部注文し、Aは一切工事をしない場合



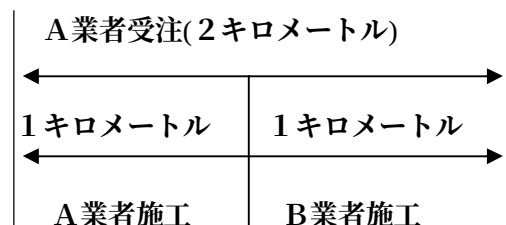
② 自己の請け負った建設工事の主体的な部分を取りまとめて他の一人の建設業者に請け負わせた場合

例：A業者(電気工事許可業者)が友人から住宅の建築を頼まれたが、自分は電気工事部分のみを担当し、主体的部分である建築工事は、建築の専門であるB業者に注文した場合(発注の主体的工事は建築本体工事であり、発注者から直接請け負ったAが施工した部分は付属的工事に過ぎないので、一括下請となる場合がある。)

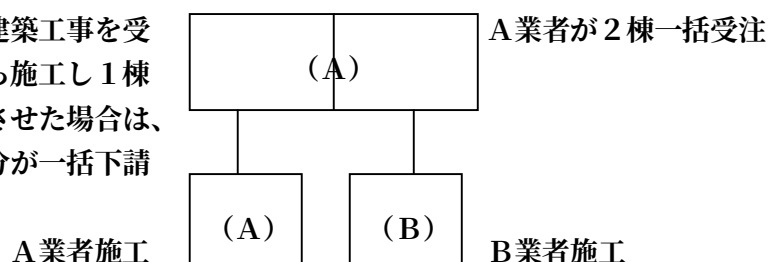


③ 自己の請け負った建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせた場合で、その一部の工事が普通一件の独立した工事として発注することができるような場合

例：2キロメートルの舗装工事を請け負ったA業者が、自己は1キロメートルのみを施工し、残りの1キロメートルはB業者にすべてを施工させた場合は、B業者に施工させた部分が一括下請となる。



例：A業者が2棟の住宅建築工事を受注し、1棟はA業者自ら施工し1棟はB業者に全てを施工させた場合は、B業者に施工させた部分が一括下請となる。



これに対して、建設業者がその請け負った建設工事につき、自ら工事の主体的部分の施工を行い、その他の部分を他の建設業者に請け負わせる場合や、工事全体を他の建設業者に請け負わせる場合であっても、各専門工事について分業的に他の2以上の建設業者に注文し、自ら総合的に企画・調整・指導を行っているときは、一括下請には該当しないと解されています。

現 場 事 故 の 防 止 に つ い て

工事の施工に当たり、これまで実施している安全対策に加え下記の点にも十分配慮され、安全施工を心掛けてください。

1 安全教育の徹底

企業内に安全衛生委員会等を設置するとともに、同委員会の活動を充実させ、現場作業者に對する安全意識の啓発と徹底に努めること。

なお、新潟県が発注する工事の積算においては、工事着手後、作業員全員の参加による月に半日の安全・訓練等に関する費用を計上しているので、必ず実施すること。

2 関係法令の遵守

「労働安全衛生規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）及び「土木工事安全施工技術指針」（平成 13 年 3 月 29 日付け国官技第 67 号）等に基づき安全確保に努めること。

3 工事現場の標示の徹底

一般交通に影響のある道路上等の工事施工においては、バリケード、安全燈、工事看板等により工事関係者以外の者に対して注意を喚起する等の適切な措置を講じること。

特に、夜間及び休日等の作業には、事前に理由を付した書面を発注機関に提出し安全管理に努めること。

4 高所作業時の転落防止策の徹底・励行

高所作業の際には、法令に定められた転落防止ネットを設置し、足場の安全確認を図るとともに、安全帯を必ず装着すること。

5 現場状況の的確な把握

作業中はもとより、作業開始前・作業終了後の点検等の実施により、現場状況を的確に把握し、所要の措置を講じること。

また、気象変化の著しい時期（梅雨時期、台風時期等）にあつては、土石流・土砂崩れ等から工事関係者の安全を確保するなど適正な施工管理に努めること。

6 建設機械の適正使用

建設機械を使用する際には、建設機械の作業範囲への立入禁止、誘導員の配置、機械足場の確保及びアウトリガーの適正な据付、荷重の超過防止等に留意すること。

また、建設機械を目的外に使用したり、無資格者に操縦をさせないこと。

7 工事関係者の健康管理の徹底

定期的な健康診断を行う等、工事関係者の健康状態を常に把握しておくこと。

また、始業前ミーティング等を通じ、現場作業者の当日の体調を確認し、体調不十分者の就労を制限すること。

8 建設工事の計画届出等

工事の施工に伴い必要とされる労働基準監督署等への届出は、所定の期間内に行うこと。

9 地域住民等の安全確保

工事の施工に当たっては、地域住民等の安全を確保するため、関係法令を遵守するほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）等に基づいて、安全確保に万全の措置を講じること。

10 資材運搬時の事故防止

資材や土砂運搬中の事故を防止するため、適切な安全対策を講じるとともに、協力会社等への指導を徹底すること。

11 建設廃材等の適正処理

建設残土、建設廃棄物については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に基づいて、明示された施工条件により適切に処理すること。

12 その他

（1）現場事故が発生した場合は、被災の程度に関わらず直ちに事故速報を行うとともに、別紙3-2のとおり発注機関に報告すること。

（2）当該事故について、労働基準監督署の措置がなされた場合は、次により速やかに発注機関に報告すること。

ア 口頭による措置

措置を受けた年月日及び内容を記載し、報告する。

イ 文書による措置

その文書の写しを添付し、報告する。

別紙 3 - 2

新潟県に入札参加されている建設業者及び調査・測量・設計業者の皆さんは、万一現場事故が発生したときは、次により速やかに報告して下さい。

項 目 \ 発注者		県	国及び市町村	左以外
発 注 者 の 範 囲		知事部局のほか、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会を含む。	国は北陸地整等国の出先機関、市町村は一部事務組合・企業団を含む。	国・県・市町村が出資している法人及び土地改良区、ＪＲ、各日本高速道路(株)等を含む民間工事
報告を要する事故の範囲		工事の施工に当たり発生した事故（現場への資機材の搬入・現場からの残土運搬中の事故（交通事故）も含まれる。）		
報告を要する被災の程度		工事等関係者…死亡又は休業４日以上の負傷事故 公衆事故…原則全て	工事等関係者…死亡又は２人以上の死傷事故 公衆事故…とくに重大なもの	工事等関係者…３人以上の死傷事故 公衆事故…とくに重大なもの
			なお、基準未満の事故であっても報告を求めることがある。	
事	速 報 及 び 報 告 先	直ちに事故の概要を監督員へ電話等により速報する。	工事に関係のある県の地域機関又は土木部監理課建設業室	土木部監理課建設業室
	事 故 状 況 の 説 明	死亡事故…監督員及び本庁関係課 負傷事故…監督員	工事に関係のある県の地域機関又は土木部監理課建設業室	土木部監理課建設業室
故 報 告 等	事	様式及び報告期限	監督員の指示する様式で遅くとも７日以内に３通を発注機関へ提出する。	様式及び期限は左のとおり。提出部数は１通。
	故 報 告 書	添 付 書 類	1 所轄労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告書の写し 2 診断書の写し（死亡事故の場合は、死亡診断書・死体検案書の写し） 3 事故現場の図面、写真等 4 事故防止に関する誓約書 5 事故防止対策書 6 施工体系図 7 その他参考となる資料 （公衆事故の場合、添付書類１は不要。物損事故の場合は添付書類２は不要であるが、被害状況が分かるものを添付のこと）	

過積載による違法運行の防止対策について

建設業者の皆さんへ

新 潟 県

平成6年5月10日に、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追求の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されました。

ご承知のとおり、過積載による運行は、カーブでバランスを失いハンドルをとられる、積載物が転落する、ブレーキが効かなくなるという現象を起こし、大事故につながる要因となっております。

このような状況に鑑み、下記事項を御留意のうえ、今後、一層、過積載防止対策を講ぜられるようお願い申し上げます。

記

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし柢装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係にあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 7 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

建設リサイクル法に伴う県工事における留意事項

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」を請け負うに当たり、次の事項に留意してください。

1 分別解体等及び再資源化等の義務付け

建設リサイクル法の規定により、特定建設資材を用いた一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、受注者（下請を含む。）には、特定建設資材廃棄物を工事現場で分別（分別解体等）をし、再資源化等を行うことが義務付けられました。

但し、建設発生木材については、工事現場から 50 k m 以内に再資源化施設がない場合には、再資源化に代えて縮減（焼却等）することとなります。

■対象建設工事とは

建築物の解体	：延べ床面積	80 m ² （約 24 坪）以上
建築物の新築・増築	：延べ床面積	500 m ² （約 151 坪）以上
建築物の修繕・模様替え	：請負金額	100,000 千円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	：請負金額	5,000 千円以上

■特定建設資材廃棄物とは

コンクリート塊
建設発生木材（根株、伐採木を除く。）
アスファルトコンクリート塊

■分別解体等とは（建設リサイクル法第2条第3項より抜粋）

- ① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）：建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- ② 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事：当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種別ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

■再資源化とは（建設リサイクル法第2条第4項より抜粋）

- ① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- ② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃料の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

■再資源化等とは

再資源化及び縮減（建設発生木材では焼却のこと）をいう。

2 解体工事業の登録と標識の掲示の義務付け

解体工事業を営もうとする者（建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けた者を除く。）は知事への登録や、営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識（解体工事業者登録票）の掲示が義務付けられました。よって、解体工事を下請けさせる場合には、下請業者にも同様の義務が課せられます。

3 分別解体等についての書面による説明

請負者は下記事項を記載した書面により発注者へ説明することが必要です。落札後速やかに発注者に説明してください。下請契約がある場合は、同様の内容を下請業者に告知してください。

- ①解体工事の場合、解体する建築物等の構造
- ②新築工事等である場合、使用する特定建設資材の種類
- ③工事着手の時期及び工程の概要
- ④分別解体等の計画
- ⑤解体工事の場合、解体する建築物に用いられた建築資材の量の見込み

4 対象建設工事の請負契約に係る書面への記載の義務付け

対象建設工事の請負契約書には下記事項を記載することが義務付けられました。下請契約が締結されている場合にも同様の義務が課せられます。

- ①分別解体等の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

5 建設工事請負契約書の記載事項等について

- (1) 契約書中、解体工事に要する費用等の「別紙」は、請負者において記入してください。
契約書及び「別紙」は合本し、割印を押印してください。

(2) 「別紙」の記載要領

①分別解体等の方法

- ・該当する対象建設工事の表の上欄 □ にチェックマーク「レ」を記入してください。
- ・該当する対象建設工事の表中の「作業内容」、「分別解体等の方法」欄の □ にチェックマーク「レ」を記入する。新築工事等の場合で設計図書に分別解体に関する事項が記載されていない場合にあっても、副次的に生ずる特定建設資材廃棄物に応じた分別の方法としてチェックマークを記入してください。

②解体工事に要する費用

- ・設計図書に基づき、適正な分別解体の方法により請負者が見積もった解体工事費で、直接工事費の金額を記入してください。

③再資源化等をするための施設の名称及び所在地

- ・建設副産物特記仕様書に基づき、請負者が適正に再資源化等をするための施設の名称及び所在地を記入してください。
- ・新築工事等の場合で、設計図書に再資源化等に関する事項が記載されていない場合にあっても、副次的に生ずる特定建設資材廃棄物を適正に再資源化等をするための施設について記入してください。

④再資源化等に要する費用等

- ・設計図書に基づき、適正な再資源化等をするためのもので、請負者が見積もった直接工事費の金額を記入してください。
- ・新築工事等の場合で、設計図書に再資源化等に関する事項が記載されていない場合にあっても、副次的に生ずる特定建設資材廃棄物を適正に再資源化等をするためのもので、請負者が見積もった直接工事費の金額を記入してください。

(3) 「別紙」の変更について

下記の場合に「別紙」の変更協議をします。

- ①「別紙」の記載内容により、請負者において適正な分別解体等あるいは再資源化等が実施されないと判断された場合。
- ②現場条件や数量等の変更があり、発注者が積算内容を変更した場合。

6 再資源化等完了報告書の提出について

対象建設工事の元請業者には、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき、その旨を発注者に書面で報告することが義務付けられています。特定建設資材廃棄物を再資源化等する施設で処理が完了したら、速やかに第1号様式の「再資源化等完了報告書」を提出して下さい。

建築工事請負に当たっての留意事項

- 1 契約書については、発注者用、受注者用計 2 部に記名押印し、履行保証対象工事においては保証会社の保証書等を添付し、土木部監理課建設業室あて持参若しくは郵送で提出してください。

送付先 〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県土木部監理課建設業室

- 2 建設リサイクル法対象工事については、解体工事の費用等に係る契約書添付の別紙の内容を建築住宅課又は営繕課の監督員に確認してもらった上で、別紙を契約書に添付し提出してください。
- 3 工事着手届、工程表については、建築住宅課又は営繕課に提出してください。